

試行データ作成に係るFAQ

ID	質 問	回 答
1	DPCデータ提出支援ツールをインストールしたが、施設コードの登録できない。	DPCデータ提出支援ツールは以下の流れとなります。DPC調査事務局からのご案内メール後、使用可能となります。 ===== 様式40の5の届出後、ある程度まとまった段階で、地方厚生(支)局より当事務局に情報共有され、当方でのマスタ精査後、配布ソフト等についてのご案内をメールにてお送りいたします。
2	試行データ作成についての案内がメールにて届いたが、施設コードの登録ができない。	以下2点をご確認ください。 ■インストールしたバージョンが案内のバージョンより古い 調査用ホームページを「お気に入り」などに登録されている場合、情報が最新でないことがあります。 ダウンロードの画面でキーボードのCtrl+F5ボタンを押し、ページの更新後、旧バージョンのソフトのフォルダを削除した上で再度ダウンロードをお試しください。 ■施設コードに誤りがないか DPC調査事務局に登録されている施設コードと相違がないか確認してください。
3	ソフトをインストールしたが、メールで案内されたバージョンと違います。そのまま使用して問題ないでしょうか。	ホームページに掲載の最新のバージョンをご使用いただいて問題ございません。
4	試行データ作成モードで提出データを出力したが、調査実施説明資料に記載のファイル名が異なる。このままのファイル名で提出して良いか。	試行データのファイル名は調査実施説明資料に表記されているファイル名と異なります。 形式チェック機能で自動作成されたファイル名を変更せずご提出ください。
5	試行データの実績が認められた後、すぐに様式40の7の届出をする必要があるか。	様式40の7の届出時期は任意です。
6	月ごとに媒体もしくはフォルダを分ける必要があるか。	提出データはフォルダに分けずに媒体に書き込んでください。
7	データ提出加算2の算定を予定しているが、外来EFを含む試行データを提出する必要はあるか。	試行データは、外来EF、Kファイルの提出は不要です。
8	様式4の作成ソフトはないのか。	様式4はソフトの配布はございません。 所定のフォーマットに則った形式で作成してください。

ID	質 問	回 答
9	試行データの作成範囲はどのようになるか。	■提出対象データ 例)6、7月分を提出する場合 ・様式1:6月1日以降入院、かつ6月・7月退院または転棟 ・EFファイル:6月・7月在院患者(入院年月日問わず) ・様式4:6月以降退院患者(入院年月日問わず) ・Hファイル:6月・7月在院患者(入院年月日問わず ※対象入院料のみ) ・様式3:6月・7月分 ■提出ファイル 形式チェック機能に合格後、生成される提出用データ(月ごと)をご提出ください。
10	作成対象月に症例がない場合は、データを提出しなくて良いか。	作成対象月に退院・転棟患者がいない場合は、様式1や様式4等の作成対象症例がいない場合は、対象様式及び該当月を事務局までご一報ください。
11	CDのラベルは手書きでも良いか。	手書きでも結構です。 但し、ペン先が硬いと記録面に傷がつき、CDが読み取れない場合もございますのでご注意ください。 尚、ラベルライター貼付けは不可となります。
12	到着状況を教えてほしい。	到着状況の確認については回答できかねます。 貴院にてインターネットの追跡確認等でご確認ください。
13	オンラインでデータを提出したい。	試行データは、オンラインによる提出はご利用いただけません。配送でご提出ください。 様式40の7届出後、当方からご案内を致しますので、その後、お申込みをお願いいたします。
14	データに不備があった場合、事前に連絡をいただけるか。	事務局より提出期限前に不備等の連絡をすることは出来かねます。 試行データの可否については、提出期限後に厚生労働省保険局医療課担当官より、貴院にご登録いただいている連絡担当者様宛にメールにて連絡が入ることとなります。
15	提出期限までにデータの提出が出来ない可能性があるが、どのようにしたら良いか。	地方厚生(支)局にご報告願います。
16	本データ作成開始になった際に、継続して使用できるソフトは何か。	「様式3ファイル」「様式1入力支援ソフト」「Hファイル入力支援ソフト」「DPCデータ提出支援ツール(EF統合機能およびKファイル生成機能)」は引き続き本データ作成に使用できます。 本データ作成用「DPCデータ提出支援ツール(形式チェック機能)」は、様式40の7届出後、地方厚生(支)局から情報共有され、その情報を基にソフトのマスタを精査した後に連絡担当者様にご案内いたします。

ID	質 問	回 答
17	試行データの実績が認められ、形式チェック機能を起動したが、試行でデータ提出モードのままになっている。	様式40の7の届出後、ある程度まとまった段階で、地方厚生（支）局より当事務局に情報共有され、当方でのマスタ精査後、ご案内をメールにてお送りいたします。 当該様式届出後、3週間経っても案内を受信していない場合は、DPC調査事務局宛にご一報ください。
18	本データはいつから作成開始となるのか。	算定が開始される月の属する四半期（※）から開始となります。 （※）第一四半期は診療報酬改定の施行月を除く2月分であり、第二四半期は診療報酬改定の施行月を含む4月分となるため留意すること 算定開始時期の扱いとは異なるのでご注意ください。